

平成 25 年 9 月 20 日
 平成 26 年 5 月 23 日改定
 平成 26 年 11 月 14 日改定
 平成 27 年 1 月 30 日改定
 平成 27 年 4 月 17 日改定
 平成 27 年 9 月 29 日改定
 平成 28 年 3 月 4 日改定
 平成 30 年 3 月 30 日改定
 福 島 県
 会 津 若 松 市
 大 熊 町
 復 興 庁

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組 《会津若松市-大熊町》

1. 避難者等の受け入れの状況

＜避難者の受け入れ（平成 25 年 9 月 5 日時点）＞

- ・会津若松市において、一箕町の松長近隣公園など市内 12 か所に設置された仮設住宅、借上げ住宅等に約 3,800 人が生活。
- ・主な避難元市町村の内訳は、大熊町が約 2,700 人、南相馬市が約 400 人、浪江町が約 250 人。

※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数（福島県調べ）によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない。

【応急仮設住宅（建設分）の状況】

入居市町村	所在地(団地名)	設置戸数
大熊町	一箕町松長(松長近隣公園)	249
	一箕町松長(松長 5 号公園)	19
	一箕町亀賀(扇町 5 号公園)	15
	一箕町大字松長(一箕町長原地区)	172
	河東町南高野(河東学園)	83
	河東町郡山(河東町金道地区)	27
	扇町(扇町 1 号公園)	82
	真宮新町北(亀公園)	30
	真宮新町北(みどり公園)	18
	城前(第二中学校西)	21
	桧町(東部公園)	50
	城北町(城北小学校北)	54
双葉町	城前(第二中学校西)	5
計		825

【応急仮設住宅（民間賃貸住宅分）の状況】

市町村	入居戸数
田村市	5
南相馬市	124
いわき市	4
川俣町	2
飯舘村	6
大熊町	553
富岡町	60
浪江町	100
檜葉町	61
広野町	8
葛尾村	5
川内村	4
双葉町	39
計	971

＜公共施設等の受入れ＞

- ・会津若松市内には、大熊町が避難に伴って会津若松市役所追手町第二庁舎に役場機能を設置。
- ・また、東日本大震災後、大熊町は会津若松市内の旧河東第一幼稚園、大田原保育所（休所中）に大熊町立幼稚園を、旧河東第三小学校に小学校を、大熊町役場会津若松出張

所2階に中学校をそれぞれ開設。その後、中学校については、平成25年4月より会津大学短期大学部に隣接する仮設校舎に移転、幼稚園については、幼稚園児の減少に伴い、平成25年4月より旧河東第一幼稚園のみとしていたが、更なる減少に伴い、平成27年4月より大田原保育所に移転。

2. 生活拠点の形成に向けた取組

(1) 復興公営住宅

- ・長期避難者等の生活拠点となる復興公営住宅については、会津若松市のまちづくりの方針を踏まえつつ、できる限りまとまって確保することが可能な既成市街地の未利用地等を中心に、会津若松市の協力を得て、用地の確保、整備を実施。
- ・会津若松市内に必要な復興公営住宅について、「第二次福島県復興公営住宅整備計画(平成25年12月)」及びその後の住民意向調査の結果等に基づき134戸を整備。
- ・入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、集会所等を整備し、コミュニティの維持・形成のためのハード整備を実施。

【復興公営住宅の整備状況】

所在地	整備 主体	戸数	住居形態	入居開始	割振り戸数					
					富 岡 町	大 熊 町	双 葉 町	浪 江 町		共 通
会津若松市門田町 (年貢町団地)	県	8 戸	集合住宅	H27.1.15		8				
		42 戸	集合住宅	H27.6.15		42				
会津若松市古川町 (古川町団地)	県	20 戸	集合住宅	H26.12.15	20					
会津若松市城北町 (城北団地)	県	30 戸	戸建住宅	H28.9.1		30				
会津若松市白虎町 (白虎団地)	県	19 戸	戸建住宅	H28.4.1		19				
		15 戸	戸建住宅	H28.11.1		15				
計		134 戸								

＜募集方法について＞

- ・団地ごとの避難元市町村の入居戸数の割振りは上記が基本。
- ・すべての棟の1階部分に「優先住宅」を設け、優先世帯（高齢者(65歳以上)、障がい者または要介護者を含む世帯）に該当する方のみが申込み可能。
- ・「優先住宅」へ申込みをする方は、その棟に限り、一般住宅の抽選にも参加可能。
- ・1世帯で申し込む「個別申込み」のほか、複数世帯のグループで申し込む「グループ申込み」の選択も可能。
- ・子育て等世帯（募集開始日現在18歳未満の子又は妊婦を含む世帯）については、一般住宅の抽選において当選確率を5割増しに設定。

(2) 役場機能

- ・大熊町に関しては、会津若松市内の避難者に対する行政サービスの拠点として、当面の間、次の役場機能を維持。

〔大熊町〕 会津若松出張所

(3) 関連基盤

<教育機関>

- ・大熊町に関しては、当面の間、会津若松市において、大熊町立の幼稚園、小中学校の運営を継続。また、教育の質の向上と活性化を図るため、会津大学及び短期大学部と連携。
- ・その他、引き続き、会津若松市内の各幼稚園、小中学校において避難者を受入れ。

<医療機関、介護サービス>

- ・会津若松市内の医療機関、介護サービスについては、避難者の受入れに伴い、利用者も増加しているが、現在のところ特段の支障は見受けられない状況。引き続き医療、介護の現場の状況を把握。

<道路>

- ・門田町の復興公営住宅整備に伴い、国道 118 号の交差点改良等を実施。

(4) コミュニティの維持・形成に向けた取組

<募集方法について>

- ・復興公営住宅において、1 世帯で申し込む「個別申込み」のほか、複数世帯のグループで申し込む「グループ申込み」の選択も可能とし、コミュニティの維持・形成を図る。

<コミュニティ交流員の配置>

- ・生活拠点におけるコミュニティの維持・形成を図るため、復興公営住宅入居者同士、避難者及び地域住民との交流活動等の支援を行う交流等を担うコミュニティ交流員を配置し、団地自治会の設立、活動計画の策定補助、交流会の企画・運営及び地域との関係構築のサポート等を実施。

【コミュニティ交流員の配置時期】

所在地	配置時期
会津若松市門田町(年貢町団地)	H26.11～
会津若松市古川町(古川町団地)	H26.11～
会津若松市城北町(城北団地)	H29.8～
会津若松市白虎町(白虎団地)	H28.3～

【コミュニティ交流員の配置人数】

H26 年度末	H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末
2 名	2 名	3 名	3 名	3 名

※会津若松市は会津拠点の交流員が担当。

3. 生活拠点の形成に関連した諸制度

(1) 届出避難場所証明

- ・長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者がその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成 24 年 12 月 19 日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係る通知を発出。
- ・大熊町は、平成 24 年 10 月から被災者証明書に避難先住所を記入することにより避難者の居所を証明する取組を独自に実施してきたところであるが、平成 25 年 3 月からは、

当通知を踏まえ、申請者に対し届出避難場所証明書発行事務を実施。

【届出避難場所証明書の各市町村における発行開始日】

市町村	発行開始日	市町村	発行開始日
いわき市	H25.2.1～	川内村	H25.4.1～
田村市	H25.2.15～	大熊町	H25.3.1～
南相馬市	H25.2.15～	双葉町	H25.2.1～
川俣町	H25.2.12～	浪江町	H25.3.1～
広野町	H25.2.15～	葛尾村	H25.2.1～
楡葉町	H25.4.1～	飯舘村	H25.2.15～
富岡町	H25.4.1～		

(2) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- ・平成 27 年度までは、東日本大震災前の平成 22 年国勢調査人口を基に普通交付税の算定を行ってきたため、原発避難者特例法による受入市町村の避難者への行政サービスに係る特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、特別交付税による財政措置が講じられてきた。
- ・平成 28 年度からは、平成 27 年国勢調査人口を基に、受け入れた避難者分を含め、普通交付税による財政措置を講じることにより、避難者を受入れている自治体に対して適切に財政措置が講じられている。
- ・会津若松市と大熊町で締結した協定により、会津若松市内に避難する大熊町民に係る一部経費について、これまで大熊町から会津若松市に負担金を拠出してきたところであるが、上記を踏まえ、行政サービスの提供に係る経費の協定について見直しを実施。